# LEADBRAIN TIMES

会社経営に必要な**ひと、お金、目標を**相談できるパートナーでありたい

[ MARCH 2022 ]

vol.022

MONTHLY COLUMN
今月のお役立ちブレーン

**事業復活支援金**について

**「キャリアアップ助成金」**について

**入社・退社**のときに必要な手続き

MONTHLY FAVORITE
今月のお気に入り飲食店
虎ノ門の新名所！
12の業態が楽しめる横丁

オミクロン株の蔓延にマスコミは喜び、テレワークで会社をさぼれる従業員も喜び、政府・自治体はゼロリスク前提のまん延防止で協力金乱発といった相も変わらない世の中ですが、そのツケが早くも圧し掛かってきます。

2022年より0.9%を負担する保険料率を4～9月は0.95%、10月～2023年3月は1.35%になり新型コロナウイルス禍で枯渇した財源を手当てすることが閣議決定されました。これにより月収30万円の労働者の場合、負担額は10月以降に600円増えて1500円となり、企業負担も比例して増えます。

このようにこれから、政策により乱発された補助金・雇用調整助成金・協力金・アベノマスクの費用などが皆様の税金・社会保険にのしかかってきます。

これにより、ここからの未来は、同じ給料であれば、どんどん手取りが減っていく状況となることでしょう。少しくらいの賃上げでもおそらく手取りは増えません・・・

新型コロナを５類にすると自己負担となるので、国民の理解が得られないといった上辺の議論がなされてますが、2類のままでも結局国家が負担したものは将来の国民が払うだけです。政治家に重要なことは票をもらえる今の高齢者の負担は増やさず、票にもならない、雇用調整で楽しんでいる若者に将来のツケを払わせるだけです。。単純なロジックです。にもかかわらず多くの国民は働かずとも給料が保証され、協力金で潤っている会社もあり、ゆでがえる状態がこの２年でどんどん進行しています。

そのような中、経営者の皆さんはマスコミや世の中に惑わされることなく、付加価値をあげることに全力を注ぐしかないのです。そうしないと従業員の給料も増やせず、自身の役員報酬には多大な税・社会保険負担が圧し掛かってくるだけで本当に地獄のような将来を迎えるだけになってしまいます。人がゆでがえる状態で遊び呆けているいまだからこそ、未来に向け、いかに動けるかが将来の明暗を分けます。将来貯えがなくなり、物乞いをするキリギリスではなく、アリになりましょう！

申請期間 1/31～5/31

# 事業復活支援金について

コロナ禍になり早2年が経とうとしていますが未だ終息が見えない中、令和3年12月に補正予算が成立し新たな支援制度「事業復活支援金」の発表がありました。今回はこの最大250万円の中小企業向け給付金「事業復活支援金」について詳しく説明していきます。

**概要**

「事業復活支援金」とは新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給する制度です。

## 給付可能な対象者とは

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

- 2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%~50%減少した事業者

**以上2点を満たす事業者が対象となります。**
つまり新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない場合等は、給付要件を満たしません。

具体的に**“新型コロナウイルス感染症の影響”**とは？

**✔ 需要の減少　✔ 供給の制約**

2つの影響に分けられ、主に需要の減少による影響では以下のような事業者が該当します。

1. 国や地方自治体による時短要請

2. 顧客・取引先が行うイベント等の延期・中止

3. 渡航制限による訪日外国人旅行客の減少

4. 顧客・取引先が①～③いずれかの影響を受けたこと

## 給付額について

▼計算式に基づき算出された額が給付額となりますが、下記の通り給付の上限額が売上規模と売上減少率によって設定されています。

| | |
|---|---|
| 給付額 | ＝基準期間の売上高 － 対象月の売上高 × 5 |
| 基準期間 | 「2018年11月～2019年3月」、「2019年11月～2020年3月」、「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間<br>（対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間であること） |
| 対象月 | 2021年11月～2022年3月のいずれかの月<br>（基準期間の同月と比較して売上が50% 以上又は 30 %以上 50 %未満減少した月であること） |

**給付上限額**

| 売上高減少率 | 個人事業者 | 法人 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 年間売上高※1億円以下 | 年間売上高※1億円超～5億円以下 | 年間売上高※5億円超 |
| ▲50%以上 | 50万円 | 100万円 | 150万円 | 250万円 |
| ▲30%以上50%未満 | 30万円 | 60万円 | 90万円 | 150万円 |

※基準月（2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月）を含む事業年度の年間売上高

## 申請の流れ

**給付には登録確認機関による事前確認が必要です！**　※一時支援金又は月次支援金の既受給者は改めて事前確認を受ける必要はありません。

1. ・**アカウントの申請・登録**（申請ID発番）
・事前確認に**必要な書類の準備**
2. ・事務局のWEB サイトから身近な登録確認機関を検索
・登録確認機関に**事前確認の依頼**
・**事前予約**（電話又はメール）
3. ・**事前確認**の実施
⇒TV会議/対面/電話(継続支援関係のみ)を通じた、書類の有無の確認や質疑応答による形式的な確認を行います。
4. ・申請者のマイページにて、必要事項の入力等を行い、**事務局に申請**
⇒申請には確定申告書や帳簿、通帳等が必要です。

## 登録確認機関とは

認定経営革新等支援機関やそれに準ずる機関、中小企業診断士や、税理士、商工会議所、農業協同組合等から登録確認機関として登録を認められている機関の事を指します。

なお、普段から継続的な支援がある機関が行う事前確認の場合は必要書類の省略など一部簡略化が可能になります。

## 最後に

事業復活支援金には、持続化給付金のような各種特例も設けられています。また弊社は登録確認機関です。申請可能かどうかを含め詳細につきましてはお気軽にご相談ください！

お問い合わせの際は、**お問い合わせ内容に「事業復活支援金について」と記載の上**、お問い合わせくださいませ。

**「事業復活支援金」に関して**

リードブレーンへのお問い合わせはこちらから

事業復活支援金事務局ホームページはこちらから

# 令和3年12月改正！「キャリアアップ助成金」について

**「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進することを目的**とした助成金です。キャリアアップ助成金は全7コースありますが、今回は原則令和3年12月21日以降に取り組みを実施した場合に適用される**「正社員化コース」「賃金規定等改定コース」**の改正内容を含めご紹介します。

## キャリアアップ助成金「正社員化コース」

### ▼「有期雇用労働者等」を「正規雇用労働者等」に転換または直接雇用した場合

■支給額（中小企業・生産性要件がない場合）【支給額（1人あたり）】

① 有期⇒正規 **57万円**

② 有期⇒無期 **28,5万円**

③ 無期⇒正規 **28,5万円**

※①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで

**さらに要件を満たした場合…**

【加算措置（1人あたり）】

派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 **285,000円**

母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合
① **95,000円** ②③ **47,500円**

勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換等した場合
（1事業所あたり）**95,000円**

【新設】人材開発支援助成金の特定訓練修了後に正社員化した場合
① **95,000円** ③ **47,500円**

## 手続きの流れ

① **キャリアアップ計画の作成・提出**
転換・直接雇用を実施する前日までに提出、労働局長の認定を受ける必要があります。

② **就業規則、労働協約その他これに準ずるものに転換制度を規定**
「試験等の手続き」「対象者の要件」「転換実施時期」の規定必須。改訂後の就業規則を労基署へ提出

③ **転換・直接雇用に際し、就業規則等の転換制度に規定した試験等を実施**

④ **正規雇用等への転換・直接雇用の実施**
転換後6か月間の賃金を転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額している必要があります。

⑤ **転換・直接雇用後６か月分の賃金を支給・支給申請**
転換・直接雇用後６か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請

**審査 ➡ 支給決定**





## キャリアアップ助成金「賃金規定等改訂コース」

### ▼「有期雇用労働者等」の基本給の賃金規定等を２%以上増額改定し、昇給した場合

増額の対象者が全ての非正規雇用労働者の場合でも、一部（雇用形態別・職種別等）の非正規雇用労働者の場合でも、賃金増額を行った労働者１人当たりの助成額が同額となります。**労働者単位で助成することで、現行よりも助成額が高くなる場合**があります。

**支給額（中小企業・生産性要件がない場合）**【支給額（2%以上増額改定】

改正前

| 対象労働者数 | 全ての非正規雇用労働者 | 一部の非正規雇用労働者 |
|---|---|---|
| 1～3人 | 1事業所あたり 95,000円 | 1事業所あたり 47,500円 |
| 4～6人 | 1事業所あたり 190,000円 | 1事業所あたり 95,000円 |
| 7～10人 | 1事業所あたり 285,000円 | 1事業所あたり 142,500円 |
| 11～100人 | 1人あたり 28,500円 | 1人あたり 14,250円 |
| | | 助成額増額 |

改正後

| 対象労働者数 | 非正規雇用労働者 |
|---|---|
| 1～5人 | 1人あたり32,000円 |
| 6～100人 | 1人あたり28,500円 |

【加算措置（1人あたり）】

改正前

| | 全ての非正規雇用労働者 | 一部の非正規雇用労働者 |
|---|---|---|
| 3%以上増額加算 | 14,250円 | 7,600円 |
| 5%以上増額加算 | 23,750円 | 12,350円 |
| | | 助成額増額 |

改正後

| | 非正規雇用労働者 |
|---|---|
| 3%以上増額加算 | 14,250円 |
| 5%以上増額加算 | 23,750円 |

## 手続きの流れ

① **キャリアアップ計画の作成・提出**
賃金規定等を増額改定する前日までに提出、労働局長の認定を受ける必要があります。

② **賃金規定等の増額改定（2%以上）の実施**
賃金規定等を作成・規定し、増額改定実施までに3か月以上運用（新たに整備する場合は除く）

③ **増額改定後の賃金に基づき6か月分の賃金を支給・支給申請**
増額改定後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請

**審査 ➡ 支給決定**

## 助成金申請サポートサービス

複雑で手間のかかる助成金申請を、受給可否や受給可能額の診断から、就業規則の作成・改訂、書類の作成・申請までトータルサポートいたします。お気軽にご相談ください！

**【助成金申請サポート料金/申請１件につき】**

**▼成功報酬**
・申請時 ……申請額の10% ※不支給時は返還
・交付決定時 ……申請額の10%

・計画書作成等 ……30,000円/件
（助成金申請に伴う計画書等の提出）

# 入社・退社のときに必要な手続き

従業員が入社・退社する際は、社会保険（健康保険・厚生年金保険）と雇用保険の加入・脱退の手続きが必要です。手続きが遅れると、健康保険証の発行の遅れや、退職した方が次の職場で雇用保険に加入できなくなる等の事態が生じてしまいます。安心して働いてもらうためにも、スムーズな手続きが必要です。

## 申請期限

| | | |
|---|---|---|
| 入社時 | 社会保険の資格取得 | 雇用してから5日以内 |
| | 雇用保険の資格喪失 | 退職から10日以内 |
| 退社時 | 社会保険の資格喪失 | 退職から5日以内 |
| | 雇用保険の資格喪失 | 退職から10日以内 |

## 手続きに必要な情報

※黄色マーカー部分は本人への確認が必要な情報です。

### 入社時

- ✔ **氏名（フリガナ）、性別、生年月日、住所、電話番号**
- ✔ **マイナンバー**
- ✔ **基礎年金番号**
- ✔ **雇用保険被保険者番号**
- ✔ **扶養家族の有無**
- ✔ **扶養家族が有の場合：扶養家族の情報**
- ✔ **外国籍の場合：在留カードの両面の写し**
- ✔ 入社年月日
- ✔ 社員区分（正社員/契約社員/アルバイト等）
- ✔ 契約期間（有期契約の場合）
- ✔ 週の所定労働時間
- ✔ 月額給与（残業代見込み額を含む）
- ✔ 通勤手当

**本人への確認が必要な情報です**

### 退社時

- ✔ 氏名（フリガナ）、性別、生年月日、住所、電話番号
- ✔ マイナンバー
- ✔ 基礎年金番号
- ✔ 雇用保険被保険者番号
- ✔ 扶養家族の有無
- ✔ 扶養家族が有の場合：人数
- ✔ 外国籍の場合：在留カードの両面の写し
- ✔ 雇用保険の資格取得年月日
- ✔ 週の所定労働時間
- ✔ 賃金形態（月給/日給/時給）
- ✔ **退職年月日**
- ✔ **退職理由（自己都合/会社都合）**
- ✔ **退職届の写し**

**離職票の発行の必要有無**

離職票の発行が必要な場合：
退職日前13か月分の賃金台帳





## 雇用保険被保険者番号について

**従業雇用保険に加入者ひとりひとりに付与される番号です。**
退職や転職をしても、基本的に変わることはありません。

### 従業員の番号がわからないときは？

雇用保険に加入中の方の番号は、雇用保険の加入手続き完了時に届く公文書「雇用保険資格取得等確認通知書」に記載されます。公文書は無くさないように保管しましょう。

### 新しく入社した方の番号がわからないときは？

その方が前職で雇用保険に加入していた場合は、前職の会社の正式名称を確認して教えてください。ハローワークが番号を調べてくれます。

## クラウド労務サービス

面倒な労働保険・社会保険各種手続きを一括受任します。
電子申請対応事務所なので、手間のかかる署名・捺印業務が大幅軽減できます。公文書等のやり取りも電子申請又はクラウド対応なのでスピーディーに対応できます。

LB広報部チョイスの
## 今月のお気に入り店

今月の担当: C.I

小虎小路

## 虎ノ門の新名所！12の業態が楽しめる横丁

虎ノ門で気軽にはしご酒

今回はお店ではなく、横丁のご紹介です。横丁は飲食店が連なる通り道のことを言いますが、今年1月に虎ノ門に新たな横丁がオープンしました。虎ノ門駅から歩いて3分ほどのところに地上の路地ではなく、建物の地下に12業種11店舗がぎゅっとつまっていて、通路は1周でぐるっといろんなお店を見て回れるようになっています。イタリアンから串焼き、焼肉、浜焼き、中華、沖縄料理、たこ焼き、フレンチなど多種多様な業種が集まり、その日の気分で様々な料理が楽しめる横丁になっています。施設内は提灯や鳥居があり、おまつりの雰囲気で賑やかさを感じさせる作り。仕事終わりに仲間や隣にいるお客さまとも楽しく気楽に飲める、そんな空間です。　感染防止措置が敷かれている今、夜の営業は休業していますが、今後は昼夜問わず人と活気にあふれる虎ノ門の新名所になりそうです。お昼はそれぞれお弁当や“ヌードル横丁”として営業していて、それぞれの業態やコンセプトにあったヌードル、麺を使ったランチを提供しています。

**小虎小路**
**東京都港区虎ノ門1-16-4 B1**

小虎小路公式ホームページはこちら

## MONTHLY NEWS 今月のお知らせ

### 飲食サポートコミュニティ再始動のお知らせ

＼是非ともお気軽にご参加ください！／

**第1回 3/22 TUE 14:00〜16:30**
**第2回 3/29 TUE 14:00〜16:30**

2019年に始動したものの、コロナ禍で活動ができていなかった飲食サポートクラブが“競争から共創へ”というコンセプトのもと飲食サポートコミュニティとして2022年春に再始動いたします。
新たにオンラインのコミュニティを立上げ「飲食店経営のための飲食店経営者・飲食店専門家による、飲食店経営の未来を考える会」として改めて活動をスタートしますので、是非ともよろしくお願いいたします。まずはコミュニティ開始に先駆け、無料オンラインセミナーを開催します！

詳細とお申込みは
こちらから↓
https://www.inshokusupport.com/

LEAD BRAIN
経済産業省認定　経営革新等支援機関
リードブレーングループ

リードブレーン株式会社
リードブレーン社会保険労務士法人
リードブレーン行政書士法人

TOKYO OFFICE　〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1　第3東ビル301
TEL 03 5835 2805 FAX 03 5835 2825

NAGOYA OFFICE　〒466-0051 愛知県名古屋市昭和区御器所 3-10-5 3階
TEL 052 890 7841 FAX 052 890 7845